

# 特定非営利活動法人 中讃聴覚障害者協会 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人中讃聴覚障害者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所をまんのう町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者に対する社会一般の認識を深め、その自立支援と社会参加を促進するため、聴覚障害者をはじめとする広く住民の福祉の増進に関する事業を行い、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
  - ・聴覚障害者の福祉と文化に関する研究調査および福祉・文化増進事業
  - ・講習会、研修会、研修旅行、社会見学等の社会教育事業
- (2) その地の事業
  - ・地域活動支援センター事業
  - ・障害者福祉サービス事業

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動に協力する個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書によって、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会計年度を越えて3ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 退会届を提出するか、除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款のほか、当法人の規約に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事……6名以上 40名以内
  - (2) 監事……2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名以上を常務理事とする。
- 3 常務理事の定数は理事会の議決による。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において正会員より選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以上の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることが出来ない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長、副理事長と共に常務会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、執行される業務を統括する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監督すること。
- (2) この法人の財産の状況を会計監査すること。
- (3) 前2号の規定による監督と会計監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為もしくは法令または定款に違反する重大な事実があることが発覚した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

- 第19条 この法人の会議は、総会・理事会・常務会の3種とする。
- 2 総会は、定期総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散および合併
  - (3) 事業計画および収入予算ならびにその変更
  - (4) 事業報告および収支決算
  - (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
  - (6) 会費の額
  - (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第57条におい

- て同じ。) その他新たな義務の負担および権利の放棄  
(8) 事務局の組織および運営  
(9) その他運営のに関する重要事項

(総会の開催)

第22条 定期総会は、毎年1回、6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、または議長を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号および第57条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および表決の結果
  - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事署名人2名が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事の輪番制によってこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された項目について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 報告事項および審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および表決の結果
- 2 議事録は、原本を事務所に備え、会員の請求があるときには常に閲覧できるようにしなければならない。ただし、プライバシー保護等の理由により、理事会で非公開が適当であると認めた場合は、この限りでない。

(常務会の構成)

第37条 常務会は、理事長、副理事長、常務理事をもって構成する。

(常務会の権能)

第38条 常務会はこの定款に定める事項のほか、必要に応じて次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他緊急性の高い業務の執行に関する事項

(常務会の開催)

第39条 常務会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

(常務会の招集)

第40条 常務会は理事長が招集する。

- 2 常務会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(常務会の議長)

第41条 常務会の議長は、理事長がこれにあたる。

(常務会の議決)

第42条 常務会における議決事項は、第40条第2項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 常務会の議事は、常務会構成員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務会での表決権等)

第43条 常務会構成員の表決権は平等なるものとする。

- 2 常務会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わることができない。

(常務会の議事録)

第44条 常務会の議事については、理事会において、審議事項および決定事項をもれなく報告して理事会の議事録に記載しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第46条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第49条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

### (事業計画および予算)

第51条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第52条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費)

第53条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加および更正)

第54条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときには、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

### (事業報告および決算)

第55条 この法人の事業報告書、財産目録、貸貸対照表および収支計算書など決算に要する書類は、毎事業年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (臨機の措置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第57条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第58条 この法人は次に掲げる理由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号に掲げる事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第59条 この法人が解散（前条第1項第4号および第5号による解散を除く。）したときは、理事が清算人になる。

(残余財産の帰属先)

第60条 この法人が解散（第58条第1項第4号および第5号による解散を除く。）したときに残存する財産は、社団法人香川県ろうあ協会に譲渡するものとする。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長	濱上	操子
副理事長	大畑	賢三
同	高垣	浩
理事	安部	加代子
同	小比賀	一広
同	笠井	忠彦
同	金岡	純子
同	金崎	眞寿夫
同	北山	茂樹
同	末沢	隆憲
同	鈴木	幸子
同	曾我部	啓子
同	高垣	幸子
同	谷口	早百合
同	谷口	忠男
同	藤井	眞作憲
同	藤沢	忠浩
同	松本	廣美
同	山田	肇子
監事	阿部	正勝
同	北村	好一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年2月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年2月末日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および収支計画は、第51条の規定にかかわらず、この法人の設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

年会費 正会員 4,000円

賛助会員 3,000円

7、一部改正 2009年(平成21年)3月29日

8、一部改正 2011年(平成23年)12月25日

2012年(平成24年)4月1日 施行